

別紙標準様式（第6条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度（2025年度） 第2回 枚方市上下水道事業経営審議会
開催日時	令和7年11月11日（火） 開始時刻 14時00分 終了時刻 16時20分
開催場所	枚方市上下水道局 管理棟4階 大会議室
出席者	真山会長、後藤副会長、笠原委員、水野委員、市川委員、門崎委員、河本委員 辻委員、徳本委員、大岸委員
欠席者	中島委員
案件名	<p>（1）審議案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度（2024年度）水道事業経営評価・施策評価について ・令和6年度（2024年度）下水道事業経営評価・施策評価について <p>（2）報告案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業及び下水道事業における情報発信の強化について（現状報告） ・配水管更新工事等への公民連携手法の導入について（管路D B） ・下水道管路の全国特別重点調査の進捗について <p>（3）その他</p>
提出された資料等の 名 称	資料1 ビジョンの推進（評価）について 資料2-1 令和6年度 収支状況（水道） 資料2-2 令和6年度 水道事業 経営比較分析表 資料3-1 令和6年度「枚方市水道ビジョン2022」施策評価一覧表 資料3-2 令和6年度「枚方市水道ビジョン2022」施策評価シート 資料3-3 令和7年度 具体的取組の目標一覧（「水道ビジョン2022」施策評価） 資料4-1 令和6年度 収支状況（下水道） 資料4-2 令和6年度 下水道事業 経営比較分析表 資料5-1 令和6年度「枚方市下水道ビジョン2022」施策評価一覧表 資料5-2 令和6年度「枚方市下水道ビジョン2022」施策評価シート 資料5-3 令和7年度 具体的取組の目標一覧（「下水道ビジョン2022」施策評価） 資料6 水道事業及び下水道事業における情報発信の強化について（現状報告） 資料7 配水管更新工事等への公民連携手法の導入について（管路D B） 資料8 下水道管路の全国特別重点調査の進捗について その他資料 枚方市上下水道事業経営審議会条例、枚方市上下水道事業経営審議会 委員名簿、令和6年度 水道事業及び下水道事業決算書、広報ひらかた 令和7年8月号 特集記事抜粋、上下水道局 出席職員等一覧、会場配 席図

決 定 事 項	・令和6年度水道事業及び下水道事業における経営評価及び施策評価の報告を受け、外部評価として了承した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 (事務局)	上下水道局 上下水道部 上下水道政策課

審議内容

案件(1)	審議案件
審議案件(1)	令和6年度(2024年度)水道事業経営評価・施策評価について
事務局:	(資料1、資料2-1・2-2に基づき、ビジョンの推進(評価)及び水道事業経営評価について説明)
辻委員:	国がホームページで公表している水道カルテは、全国の自治体の料金回収率と耐震化率等をグラフ化しています。他自治体との比較から枚方市の状況がよくわかるので、枚方市の結果を市民に広報した方が良いと思います。
事務局:	市ホームページにリンクを貼るなど、市民に情報が届きやすい方法を検討します。
事務局:	(資料1、資料3-1・3-2・3-3に基づき、施策評価の方法及び水道事業施策評価について説明)
徳本委員:	資料3-2-10ページ、指標6-(1)企業債残高対給水収益比率について、令和6年度実績値は361.9%ですが、令和10年度の目標値は705.1%と高い数値になっています。705.1%を達成目標にするのですか。
事務局:	枚方市水道事業経営戦略の計画期間は令和10年度までとなっており、策定時は令和10年度に705.1%となる見通しでした。見通しの数値を目標値欄に記載しています。705.1%を達成目標としているわけではありません。
徳本委員:	自己資金を活用しながら、企業債発行の抑制に努めると記載されていますが、705.1%まで上がってしまうシミュレーションだったということですか。

事務局：	はい、悪く見積もった場合 705.1%になる見通しでした。しかし、利益が上積みされた部分は、起債を抑制して自己資金で振り替えるように努めています。
真山会長：	決して令和 10 年度の 705.1%を目標にしているわけではなく、いかに数値を下げていけるかが目標になります。目標と指標がうまく噛み合っていないことから違和感はあるかもしれません。現状では 705.1%にはならず、もっと抑制できるかと思います。
河本委員：	資料 3－2－9 ページ、取組内容 5－⑤に「水道施設整備基本計画に基づき、導水管などの基幹管路の耐震化」とあります。ですが、枚方市水道施設整備基本計画（中間見直し編）には「導水管の更新は、次期計画以降に更新予定」とあり、枚方市上下水道耐震化計画でも令和 11 年度末には導水管の耐震化は完了しないと読み取れます。しかし、枚方市水道事業経営戦略（中間見直し）には 2028 年度の導水管耐震化率の数値目標は 100%とあります。結局、導水管の更新はいつするのか説明をお願いします。
事務局：	水道事業経営戦略、及び水道施設整備基本計画を策定した平成 30 年度は、導水管の耐震化率 100%を目標に設定していました。しかし、その後、大阪広域水道企業団と枚方市で取水場を共同利用できるかの検討がありました。共同利用であれば、導水管を更新する必要はなかったのですが、既存施設の能力と現時点での必要水量などを検討・協議した結果、取水場の共同利用は見送り、枚方市独自で導水管を更新する必要があるとの結論に至りました。なお、磯島取水場の特高受電設備が導水管の配水ルートと重なっていることから、特高受電設備の移設・更新工事を先行して進めており、導水管の更新は令和 11 年度以降の次期計画で整備を検討することになりました。
河本委員：	次期計画になったのであれば、施策評価シートの「水道施設整備基本計画に基づき、導水管などの基幹管路」の箇所から、「導水管」を削除した方が良いと思います。
事務局：	導水管の更新時期の変更を、施策評価シートの目標に反映しない件につきまして、施策評価で設定した当初の目標は、ビジョン 2022 の計画期間中は変更すべきではないと過去の審議会でご意見がありました。令和 10 年度の計画期間が終了した時に、本審議会にて導水管耐震化率 100%の当初目標が未達となった結果をご報告し、評価したいと考えております。
河本委員：	資料によって内容が異なり、どれが正しいのか混乱したので、市民に分かるように記載方法を検討していただければと思います。
真山会長：	審議している内容はビジョン 2022 の評価です。ビジョンの策定後、その期間中に目標を変更すると新たな混乱が生じます。中間見直しなどで変更があった場合、注

意書きを追記するなど、市民が理解しやすいように対応していただければと思います。

笠原委員： 資料3－2－11 ページ、具体的取組6－④大口需要者割引制度について、令和6年度実績で制度利用者11社とあります。利用者の経緯やこの制度が需要喚起につながっているかなどの見通しを教えてください。

事務局： 現在の制度登録者は52社であり、令和6年度の制度利用者は11社、延べ16社でした。制度に登録するために、申請日前の直近10年間で $2,000\text{ m}^3/\text{月}$ 以上の使用水量が1回以上あるなど複数の条件があります。また、制度に登録しても基準水量を超えた時にのみ割引が適用されるため、利用者は少ない状況です。この制度が有効に働いているかについては検討したいと思います。

河本委員： 大口需要者割引制度は、新たな地下水利用の抑止と、既存の地下水利用者の水道水の還帰が目的と聞いております。地下水を採取する揚水施設を設置する時は、環境指導課へ届出する必要があります。また、地下水利用者は地下水採取量などを同課へ報告しなくてはいけません。そのような情報は上下水道局へ共有されていますか。

事務局： 汚水排除量の報告義務がある地下水利用者については、上下水道局として把握していますが、環境指導課から情報共有はありません。

河本委員： 環境指導課の情報を共有し、揚水施設を設置する前に大口需要者割引制度の案内をすれば、抑止に効果があると思います。また、地下水の採取量が明確になれば、割引制度の効果金額もわかりやすいかと思います。

事務局： 井戸掘削業者が水道水より地下水の方が安価であると営業活動をしていると聞いています。地下水の利用を決定されてからでは、大口需要者割引制度を導入しても安価な地下水の利用を食い止めることは難しいと考えます。また、使用水量が減ってから気付き、大口需要者割引制度を案内したとしても抑止に繋がるかは難しいと思います。

河本委員： 環境指導課は地下水利用者の採取量を把握していますので、そのデータ履歴を確認することで、採取量の推移から割引制度の効果が分かると思います。

事務局： $2,000\text{ m}^3/\text{月}$ 以上の使用水量が適用条件の一つになりますので、その条件を新たに満たした方には制度の案内ができますが、その後は使用者の判断になります。また、地下水利用者には一定水量を使用しないとペナルティがあると聞いたことがありますので、一度地下水利用を始めると水道水へ還帰するのは難しいかと思います。

真山会長： 環境指導課から地下水利用者の情報があったとしても地下水の利用を食い止める

にはすでに手遅れの場もあります。制度導入により使用水量が増えた、もしくは地下水利用を食い止めたなどの効果の検討結果を示していただきたいと思います。

河本委員： 資料3－2－11 ページ、具体的取組6－④水道料金制度改定の必要性について質問です。枚方市では、水道メータ一口径13～25mmの基本料金と従量料金が、同一に設定されています。その理由は口径13～25mmの使用者が、主に一般家庭からだと理解しています。口径25mmの使用者は、一般家庭以外にもありますか。口径25mmは同時に使える蛇口数が他に比べ多いと思いますが、幾つですか。

事務局： 口径13mmは6栓、口径20mmは10栓、口径25mmは15栓の蛇口数が使用できます。口径25mmは二世帯住宅などで、10栓では足りない場合に使用されることがあります。一般家庭以外の利用者についての資料は持ち合わせていません。

河本委員： 包括外部監査結果報告書に、口径25mmの利用者は店舗や工場など事業用として使用する割合が多いとありました。他市を調べたところ、口径25mmは別の料金体系にしているところもありました。口径25mmを二世帯住宅などの一般住宅で利用することもありますが、店舗や工場などの事業用に使われている場合、料金体系を一般家庭用と分けることを検討して良いかと思います。

事務局： 他市においても、枚方市と同様に口径13～25mmの基本料金と従量料金が同じ市もあると思います。過去からの経過もあるので、急に変えるのは難しい面もあるかと思いますが、引き続き、他市事例などの調査及び検討を続けます。

辻委員： 1点目は質問です。高槻市は令和12年度に収支が赤字になり資金残高がゼロになることを事前に公表し、令和7年10月から2年半かけて段階的に水道料金を値上げします。枚方市は、収支が赤字になり資金残高がゼロになるのはいつの見込みですか。

2点目は京阪連続立体交差事業に関連する道路区域内で、すでに設置された管路が支障となった時の管路移設費用の負担に関する要望です。大阪府都市整備部に尋ねたところ、今回の事業において鉄道側は高架事業費のわずか7%の負担で、既存の鉄道施設が新しくなります。一方、国府等の道路管理者からの道路法に基づく監督処分により、水道、下水道、ガスなどの管を移設する場合、その費用は水道事業者、下水道事業者、ガス事業者の全額負担となっており不合理です。連続立体交差事業においても、上下水道事業者へ一定の配慮があつてしかるべきだと思います。水道行政が国土交通省に移管されたことも踏まえ、市長会などを通じて、このような不公平な制度の見直しを国に要望していただくようお願いします。

事務局： 1点目の質問、収支見通しと資金残高がゼロになる時期について回答します。令和5年度に中間見直しを行った枚方市水道事業経営戦略では、令和10年度に赤字となる見通しで、令和10年度までに資金不足は発生しない見通しとなっております。

ただ、昨今の物価高騰の中、水道施設や管路の老朽化対策などの事業を実施するための内部留保資金は減少していく見込みのため、今後の経営状況などについては改めてお示ししていきたいと考えます。

辻委員： 水道料金は安い方がよいですが、管路の更新や、陥没事故というリスクがありますので、適宜、適切な時期に、必要な水道料金となるよう値上げをするべきだと思います。

河本委員： 資料3－2－3ページ、指標2－（1）鉛製給水管残存率の算出には上下水道事業年報の数値を使用しています。しかし、枚方市決算審査意見書の「経営分析に関する5か年の推移」と、上下水道事業年報の給水栓数の数値には差異があります。なぜ差異があるのか教えてください。

事務局： 上下水道事業年報の「工事等で既設鉛管を入れ替えた件数」の表に示している給水栓数は、宅地等に引き込んでいる引き込み管の件数になります。
枚方市決算審査意見書の「経営分析に関する5か年の推移」に記載している給水栓数は、検針を行っている水道メーター数を示します。また、給水戸数とは、上下水道局が設置したメーター、つまり親メーターのみを検針し、使用水量を届出戸数で均等に使用したものとして料金計算を行っている集合住宅の戸数も含んだ値になります。

真山会長： 水道事業の内部評価に対し、審議会委員からの意見や提案をもって外部評価としますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、水道事業に係る評価はここまでとします。

審議案件（2） 令和6年度(2024年度)下水道事業経営評価・施策評価について

事務局： (資料4－1・4－2に基づき、下水道事業経営評価について説明)

辻委員： 2点お伺いします。1点目、井戸水利用あるいは水道水と井戸水併用の下水道使用量の認定について、これらの申請とその申請水量の妥当性をどう判断をしているのか教えてください。

2点目、流域下水道にかかる八幡市の受託事務について質問です。八幡市・交野市の汚水は共に枚方市を経由しておりますが、交野市が大阪府と直接やり取りをしている事例がある中で、八幡市は大阪府と直接やり取りをせず、枚方市が間に入っている理由等を教えてください。八幡市は直接大阪府とやり取りすべきだと考えます。

事務局： 1点目のご質問、汚水排除量の認定と申請について回答します。申請書に基づき図

面等による事前協議を行った後、現地調査を実施し、適正に汚水排除量を計量できるか確認しております。是正すべき箇所があった場合、是正の確認をした上で汚水排除量認定通知書を申請者に送付しています。また、汚水排除量は汚水排除量報告書により認定しており、疑義のある時は現地確認等を行っております。

2点目のご質問、八幡市の汚水処理事務を枚方市が大阪府との間に入っていることについて回答します。地形的な理由により八幡市西部地域の汚水は枚方市に流入します。八幡市が個別に処理場を建設することは非合理的であるとの判断があり、これに基づき旧建設省の指導がありました。その結果、地方自治法に基づく事務処理委託として、八幡市の一帯の下水処理を受託したのが始まりです。当初、八幡市の汚水は枚方市北部処理場で処理していましたが、平成18年以降は、枚方市と八幡市の下水は大阪府の流域下水道に流入する運用になりました。八幡市の事務処理委託を枚方市が受託していた経緯により、現在も八幡市の支払いは枚方市が一旦受領し、枚方市が大阪府へ支払う形が継続しています。

辻委員： 枚方市が八幡市と大阪府の間に入ることは、枚方市の手間であり二重行政だと思います。枚方市は大阪府や八幡市から事務手数料を貰っていますか。

事務局： 大阪府から事務費はありませんが、八幡市より汚水処理にかかる維持管理費の3%を事務費として徴収しています。枚方市で一定の事務処理負担はあるものの大きな負担となっている訳ではありません。また、八幡市、大阪府、枚方市で協定書を締結した上で対応しているため、枚方市のみの都合で変更することは難しいと思います。

辻委員： 八幡市が大阪府と直接やり取りをすれば、この3%の事務費は不要になるのではないか。また、八幡市から枚方市に流入している下水道の不明水について、実態調査を行ったと以前お聞きしましたが、八幡市の不明水対策については、大阪府が直接八幡市に対して指導を行うべきだと考えます。

事務局： (資料5-1・5-2・5-3に基づき、下水道事業施策評価について説明)

河本委員： 資料5-2-10ページ、具体的取組8-③について、経費回収率は下水道使用料÷汚水処理費で算出します。令和6年度の経費回収率は99.24%と良好な水準にありますが、今後は分母の汚水処理費が流域下水道維持負担金の増加に伴い大きくなる見込みです。この回収率を維持するには、下水道使用料の見直しが必要かと思います。また、国土交通省の社会資本整備総合交付金の交付要件に、経費回収率向上に向けたロードマップの策定とあります。これは目標値を設定し、複数年かけて経費回収率を高めることを意味しますので、この点からも下水道使用料は引き上げざるを得ないと考えます。

加えて、枚方市下水道事業経営戦略の中間見直しでは、令和10年度の下水道使用料が57億円を下回る見込みが示されており、令和6年度の約63.8億円と比較して、

将来的に経営状況は悪化すると推測します。

これらの状況から近い将来に下水道使用料の引き上げが必然であると推測します。つきまして、市民の負担を軽減するため、一度に大きな金額を引き上げるような急激な改定は避け、早期に段階的な改定となるよう検討を進めてください。

真山会長：

経営審議会の場として、料金の値上げは経営上重要な案件であり、委員からも度々意見が出ています。市民としては料金が上がらないことを望むのは当然ですが、経営の観点からは、値上げせずに施設の老朽化を待つことはできません。審議委員の意見を踏まえ、料金改定は早期に、大幅な値上げとならないよう慎重に検討していただこうと願っています。本審議会もこの点を理解し、議論に参加していただければと思います。

後藤副会長：

私は交野市の水道料金改定の委員長を務めました。交野市ではコロナ禍や市長の交代に伴い2回審議を行いました。その中で5年ごとの見直しスパンでは、激変する経済状況の対応が困難であると懸念され、3年ごとの見直しを導入しました。今後はより短い期間で見直しを検討し、長期的な見通しに基づいた段階的な料金改定が必要であると考えます。つきましては、枚方市において財政的な見通しを現在どの程度のスパンで立て、事業運営を進めておられるのか、教えてください。

事務局：

日本水道協会の水道料金算定要領には3～5年ごとの見直しが示されていますが、枚方市の水道料金は平成12年に料金値上げをして以降約25年間、一度も値上げを行っておりません。これにより水道料金は変わらない、安いままであるという認識を持つ市民が一部おられるのかもしれません。一方で高槻市、交野市、豊中市など近隣市の料金改定の状況より、枚方市もそろそろ改定があるのではないか感じる方もおられるのかもしれません。

前述の通り、水道事業は令和10年度に収支が赤字に転じる見込みですので、市民の皆様への丁寧な周知を図りつつ、料金改定に向けた検討を進めてまいります。また、本審議会においても、議論していただくこともあるかと思います。

真山会長：

水道料金の適切な水準は、総括原価方式に基づき技術的に算出可能ですが、料金改定は政治的判断も大きく影響し非常に難しい課題です。本審議会では経営の観点から客観的な分析に基づき早期に適正料金を検討し、それを踏まえて市の最終的な判断に繋げていただくことが重要です。料金値上げは避けられない状況ですので、本審議会で検討し、市民の皆様へ現状と必要性を理解していただくための情報発信を行うようお願いします。次回以降の議題にも取り上げていただきたいと思います。

後藤副会長：

報道等によれば、下水道関連の陥没事故は、八潮市で発生したように耐用年数を超えない段階で老朽化、腐食の進行が原因とされるケースもあり、万が一同様の事故が発生した場合、住民生活に甚大な影響を与え、復旧にも時間を要します。つきましては、国土交通省等を通じて他市町村の教訓や情報が枚方市と共有されている

か、また、枚方市においても同様の事態を避けるための検討や調査が実施されているか、教えてください。

事務局： 八潮市の陥没事故は、非常に大きなインパクトがありました。国土交通省において、有識者を集めた検討会議が進められており、下水道管の点検調査方法の見直し、頻度の増加、あるいは調査方法の高度化といった具体的な対策を検討中です。本市としましても、これらの動向を注視し、点検調査のガイドラインや法改正などに適切に対応していきます。

調査の実施につきましては、枚方市では平成30年に汚水整備が概成し、その後の維持管理計画として令和元年度にストックマネジメント計画を策定いたしました。現在はこの計画に基づき、計画的な点検調査を進めているところです。八潮市の事例に見られたように、硫化水素による腐食は耐用年数経過前であっても発生する可能性があることから、そうした点も踏まえ重点的に点検調査を進めております。このような事故が起きないよう、万全を期して点検調査に取り組んでまいります。

真山会長： 下水道事業の内部評価に対し、審議会委員からの意見や提案をもって外部評価としますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、下水道事業に係る評価はここまでとします。

案件（3） 報告案件

報告案件（1） 水道事業及び下水道事業における情報発信の強化について（現状報告）

報告案件（2） 配水管更新工事等への公民連携手法の導入について（管路D B）

報告案件（3） 下水道管路の全国特別重点調査の進捗について

事務局： （資料6・7・8に基づき、報告案件について3件まとめて説明）

報告案件（1） 水道事業及び下水道事業における情報発信の強化について（現状報告）

水野委員： 資料6－5ページ、広報ひらかた8月号に関する感想に「枚方市の水道水は普通に飲料水として飲んでもなんの問題もないと思う」とあります。広報ひらかた8月号にも「安全・安心な水」という表現はありますが、「水道水が飲める」という直接的、平易な表現がどこにも見当たらないことに気づきました。水道法で定められる「清浄にして」は飲用可能と解釈できますが、市民への伝わり方を考えると、より明確な表現が必要ではないかと感じました。

そこで質問ですが、利き水体験で水道水が飲めることに対し、市民のリアクションを教えてください。また、水道水が飲用可能であることをより直接的に広報で表現して良いかと思います。

事務局： 利き水体験では、枚方市の水道水をミネラルウォーターと間違えたり、枚方市の水道水を美味しいと驚かれたりといった反応をいただいたことがあります。こうした場では、水道水が安全安心な「飲料水」であることをPRしております。しかしながら、ホームページや広報誌といった媒体において、「水道水を飲んでください」という直接的な飲用推奨の周知が不足していることは、ご指摘を受け、改めて認識いたしました。市民の中にはミネラルウォーターを購入されている方が多い一方で、水道水を直接飲用されている方も一定数おられます。今後、安全安心な水を市民の皆様に積極的に飲用していただくため、周知方法をさらに工夫・検討します。

水野委員： 水道水の安全性に関して、より直接的で分かりやすい表現で「飲用可能である」ことをアピールする重要性を感じました。我々にとっては当たり前の事実でも、市民の認識が分かりません。将来的に水道事業の料金改定時にも、水道水に価値を見出すことは重要だと思いました。今一度、既存の常識を問い合わせし、効果的な情報発信があつても良いと考えました。

真山会長： 水道ビジョンに「安全安心」という表現が使われておりますので、我々にとっては飲めることが当たり前なのですが、今後はこれに加え「飲める」といったことが広報の前面に出るような工夫をお願いします。

報告案件（2）配水管更新工事等への公民連携手法の導入について（管路D B）

辻委員： 管路D B、設計施工一括発注に関する報告について、提案があります。日本では「設計・施工分離の原則」が基本でしたが、下水道プラント工事などで民間のノウハウ活用のため「設計施工一括発注」が導入されてきた経緯があります。今回の管路D Bにおける設計施工一括発注は、職員の負担軽減という長所がある一方で、複数の課題も考えられます。以下の4点を提案しますので、ご検討ください。

1点目、概算数値での仕様発注になるため、入札前に要求水準と審査基準を事前に設定し、公開すべきです。審査において主観が入らず定量的に評価できるよう慎重に項目を設定し、特許品や特定のメーカーに偏らない汎用品レベルでの要求水準とするようお願いします。

2点目、これらの決定や審査において、職員個人に任せることではなく、組織的な判断を基本とし、必要に応じて外部有識者の意見も活用してください。

3点目、設計施工一括発注方式では、設計を業者に委ねるため、枚方市が工事の具体的な内容を事前に詳細に決められず、予定価格を設定する際の費用見積もりが概算になります。そのため、契約後に工事費用が大幅に増えることや、新技術提案時の技術面の審査や受注者との価格交渉が困難になることが懸念されます。受注者の言いなりにならないよう、市として基準を設けて適正な変更契約が実現されるようお願いします。

最後に、管材調達方法によるコスト削減の提案です。管材、特にダクタイル鉄管は価格が高く、また全国に6社しかメーカーがないため、価格競争が働きにくい状

況にあります。この管材の費用を工事全体の施工費に含めて積算すると、共通仮設費や現場管理費などの諸経費の対象となり、契約金額が高額となる懸念があります。これを回避するため、枚方市が管材を物品入札で直接調達し、施工業者に支給することをご検討ください。これにより、全体の契約金額を抑え、支出を低減できるものと考えます。

真山会長： 具体的なアドバイスを色々といただきましたので、是非参考にしていただければと思います。

報告案件（3） 下水道管路の全国特別重点調査の進捗について

※質疑無し

案件（3） その他

令和7年度の審議会は本会で最後の予定であることを報告
在任期間満了となった真山会長・笠原委員へ、円滑な運営と経営課題の審議に多大な貢献をいただいたことの謝辞 など

以上